

障がい者差別解消条例の策定に向けた整理

1 条例制定の必要性を基礎付ける事情（立法事実）

執行部からの聴き取り、県外調査及び参考人（有識者及び障がい者などの関係団体）からの意見聴取の結果、以下のような状況が確認された。

(1) 障がい者等を取り巻く現状

①障がい者差別に関する事案の存在

障害者差別解消法の制定・施行後も、障がい者差別（差別的取扱いや合理的配慮の不提供）に関する事案が、依然として存在する。

【関係団体からの聴き取り結果】（参考資料 4 - 1 より抜粋）

障がいの種別	聴き取った主な事例
身体障がい	①公共施設のホールなどで、車椅子利用者用の席が後ろにしかない。
	②身体障がい者が利用する通路に、雨除けの屋根が設置されていない箇所がある施設がある。
身体障がい （視覚障がい）	①目が見えないのに、文書への署名を求められた。
	②ホテルなどで、介助者の同伴も止められたり、宿泊を拒否されたりした。
	③盲導犬の受入れ可能な借家が容易に見つからない。
知的障がい	①知的障がいのある子の家族が、兄弟姉妹に障がいのある子がいることを理由に、いじめを受ける。
	②知的障がいのある子を通常学級で学ばせていると、他の子の親から、「一緒に学級にしないでほしい」と苦情が寄せられる。
精神障がい	①医療機関で特定健康診断を受けようとした際、「統合失調症」であることを伝えると、受診を断られた（抗議したところ、受診はできたが、受診中に男性看護師が2人付くという特別扱いがされた）。
	②旅行会社のツアーに参加していた人（統合失調症の患者）が、「他のツアー客の中に嫌がっている人がいる」との理由で、途中から申込みを拒否された。
	③学校の近くにグループホームを建設しようとしたところ、「子どもが危ない」などとして、地元から強い反対を受けた。

障がいの種別	聴き取った主な事例
発達障がい	①言葉での自己表現が苦手なため、不審者・変質者と誤解される。
	②抽象的なこと、曖昧な表現が理解できないといった障がい特性への理解やそれに応じた指導が十分にされていない。
その他 (難病)	①長期の療養から復帰してすぐに解雇された。
	②難病であると分かってすぐに解雇された。
	③(相談者の)子が職場で殴られるなどのいじめを受けた。
	④病気が感染するといった、勤務先の上司や同僚から理解のない発言をされた。

②差別解消のための取組促進

差別解消のための取組について、次のような点が指摘されている(参考資料4-1より抜粋)。

- (ア) 合理的配慮の提供については、事業者にも努力義務が課されたが、「実施に伴う負担が過重でないとき」という要件も相まって、十分に行き届いていないところがある。
- (イ) 普及啓発については、現在もなされているが、「障がいを理解するためには、具体的にどうすればよいか」という点に踏み込んだものでないと、理解が進まないのではないかと。
- (ウ) 外見上分かりにくい内部障がい者(難病患者など)への配慮について、可視化を図る取組(例えば、「ハート・プラスマーク」の普及)を進めるなど、取組の強化が必要である。

(2) 障害者差別解消法の課題への対応(明確化・具体化など)

障害者差別解消法については、主に、

- ①差別の禁止の規定(差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供の実施)
- ②相談体制の整備など、差別解消のための措置の規定

について課題があり、差別の明確化を図る措置や実効性を担保するための措置などの具体化を図る必要があると指摘されている(課題の具体的な内容については、次頁のとおり)。

【意見聴取等で指摘された課題】

項目	課題
差別的取扱いの禁止	障害者差別解消法の規定は、裁判に訴えられるまでのものでない（私法上の効力がないなど）。
	「各論」が欠けており、対応要領や対応指針による具体化が必要となっている。
	法案検討時に整理された4類型（直接差別、間接差別、関連差別、合理的配慮の不提供）の全てが反映されているわけではなく、「何が差別か」が明確でない。
合理的配慮の提供	合理的配慮の提供は、「差別的取扱いの禁止に違反しないために行うもの」（表裏の関係にあるもの）である。事業者による合理的配慮の提供を努力義務にとどめることは、そうした考え方と整合的でない。
相談・紛争解決体制	相談や紛争解決の仕組みが大枠しか定められておらず、せい弱であるため、具体化が必要である。

（参考資料2-1、2-2、3-1、3-2より抜粋）

(3) 県における相談・紛争解決体制の整備

①相談体制（参考資料2-1、2-2、5参照）

(ア) 相談窓口（障がい福祉課など）が設置されているが、相談に対応する人員が十分とは言えない状況にある。

※平成28年度に寄せられた相談件数は19件であるが、関係団体に相談が寄せられている事例もあり、関係団体などが相談機能を事実上補完している状況もあると見られる。

(イ) 行政機関の職員が相談に対応する体制については、行政機関の縦割り構造に伴う限界があり、行政機関の縦割り構造にとられない形で相談に対応することができる人材（相談員）が必要であると指摘されている。

(ウ) 実際の事案では、差別であるのか、虐待であるのかが微妙な事案や差別に当たるのか否かが判別しにくい事案があり、障害者差別解消法などの法律による対応が難しい場合もあることから、法の谷間にある

事案にも対応が可能な相談体制が必要であると指摘されている。

②紛争解決手続

- (7) 障害者差別解消法では、紛争の防止・解決のための体制の整備も求められているが、現在のところ、紛争解決手続の詳細が必ずしも明確になっているとは言えない状況にある。
- (イ) 条例を制定している道府県では、紛争解決手続として、助言やあつせんの仕組みを取り入れている。こうした仕組みは、「公権力の行使」には該当せず、要綱等に基づく対応も可能であるが、手続の実効性を担保する手段（勧告や勧告内容の公表など）を実施する場合には、弁明の機会の確保など、当事者に対する手続保障を条例により根拠付けることが必要となる。

(4) 共生社会の実現に向けた施策に関する課題の指摘及び要望

県外調査及び参考人（関係団体）からの意見聴取の結果、共生社会の実現に向けた施策についての課題・要望が挙げられた（資料3-2より抜粋）。

項目	関連する主な法令
⑦交流機会の拡大・障がい児教育	障害者基本法
⑧施設のバリアフリー化（※1）	
⑨情報のバリアフリー化	
⑩選挙における配慮（※2）	
⑪雇用（※3）	障害者雇用促進法
⑫生活支援（※4）	—

※1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例も関連する。

※2 公職選挙法も関連する。

※3 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、雇用保険法も関連する。

※4 直接の規定はないが、保護者がいなくなった後の障がい当事者の生活に関する課題であるため、障害者基本法、障害者総合支援法と関連する。

(5) 総括

以上をまとめると、

- ①障害者差別解消法の制定・施行後も、障がい者差別に関する事案が存在（障がい者差別等の解消）
- ②差別解消のための取組促進
- ③障害者差別解消法上の課題への対応

(明確化・具体化や相談・紛争解決体制の整備など)

④共生社会の実現に向けた施策についての課題・要望への対応
などが求められており、条例制定の必要性を基礎付ける事情となる。

2 条例の方向性の検討について

条例の具体化を行う場合は、条例に盛り込む施策の方向性を検討する必要がある。

【これまでに委員会で整理した他の道府県の条例の分類】

類型	条例の概要	道府県
①差別解消法型	障がい者差別の解消に向けた施策を規定	茨城県、栃木県、千葉県、富山県、静岡県、愛知県、大阪府、奈良県、香川県（※）、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県（15 道府県）
②基本法型	<ul style="list-style-type: none"> ①障がい者差別の解消に向けた施策 ②共生社会の実現に向けた施策を規定 	北海道、岩手県、山形県、埼玉県、山梨県、岐阜県、京都府、徳島県、宮崎県、沖縄県（10 道府県）

※香川県では、平成 29 年 10 月 20 日に条例が公布された（平成 30 年 4 月 1 日施行）。

（参考）

県外調査、参考人（有識者・関係団体）からの意見聴取の結果、課題・要望として挙げられた項目は次のとおり（詳細は、資料 3-2 のとおり）。

項目	関連する主な法令	件数
①全般（理念、目的など）	—	4
②差別の禁止（差別的取扱い）（※1）	障害者差別解消法	2
③差別の禁止（合理的配慮）（※1）		6
④相談体制・紛争解決		8
⑤普及啓発		10
⑥協議会等		2
⑦交流機会の拡大・障がい児教育		障害者基本法
⑧施設のバリアフリー化（※2）	1	
⑨情報のバリアフリー化	4	
⑩選挙における配慮（※3）	2	
⑪雇用（※4）	障害者雇用促進法	4
⑫生活支援（※5）	—	1
⑬その他		5

- ※1 障害者基本法も関連する。
- ※2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例も関連する。
- ※3 公職選挙法も関連する。
- ※4 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、雇用保険法も関連する。
- ※5 直接の規定はないが、保護者がいなくなった後の障がい当事者の生活に関する課題であるため、障害者基本法、障害者総合支援法と関連する。

項目	調査等	聴取した意見の概要	現行法令での状況	関連する主な法令
①全般 (理念、目的など)	有識者からの意見聴取	差別禁止は、「福祉」ではなく「平等」という発想に立つものであるが、日本の法体系では、「平等」と「福祉」もそれぞれ重要だと位置付けられている。この点は、条例策定に当たって意識されるべきである。	○障害者基本法は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を推進するものとしつつ、差別の禁止原則を規定(§1・4) ○障害者差別解消法は、障害者基本法の差別禁止原則を具体化するものとして制定(§1)	(障害者基本法)
	県外調査での意見聴取(JDF)	重度の医療的ケアの子どもをどうするか、福祉サービスと直結するような話をする難しいと思うが、「皆が共に暮らせる県」といったことを政策的に応援することは、条例でも書き込めるのではないかと思う。	○障害者基本法は、目的において、「全ての国民が、障害の有無によつて分け隔たられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことを規定(§1) ○障害者基本法は、「地域社会における共生等」の理念として、「全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること」などを規定(§3)	
	関係団体からの意見聴取(障害者団体連合会)	条例では、「障がいのあるなしにかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に暮らすことのできる社会の実現」を目指してほしい。 障害者差別解消法は、大枠しか定められていないため、県の条例で具体化を図るべき。条例づくりに当たっては、他県のものを見ながら、三重県らしいものを作してほしい。	○障害者差別解消法は、①相談・紛争の防止又は解決のための体制の整備(§14)、②啓発活動(§15)、を規定しているが、その具体的な内容は各行政機関に委ねている。	
②差別の禁止 (差別的取扱い)	県外調査での意見聴取(JDF)	障がい者制改革推進会議差別禁止部会の議論では、①直接差別、②間接差別、③関連差別、④合理的配慮の不提供、を「差別」と見るという議論をした。 条例で先取りして差別を定義し、「何が差別か」をはっきりさせてほしい。	○障害者基本法は、「差別することその他の権利利益を侵害する行為」を禁止(§4①) ○障害者差別解消法は、①不当な差別的取扱いの禁止、②合理的配慮の実施を規定(§7・8) ※直接差別については、不当な差別的取扱いに当たることが国会の審議において確認されているが、「間接差別」、「関連差別」については、事例の集積等を踏まえて検討するとされている。	障害者差別解消法
	有識者からの意見聴取	「不当な差別的取扱い」に、「間接差別」が含まれるのかが明確でない。		
③差別の禁止 (合理的配慮)	有識者からの意見聴取	差別の禁止と合理的配慮の関係は、いわば「裏表」の関係にあること(合理的配慮は、「差別的取扱い」になることを回避するために行われるものであること)を理解することが重要 障害者基本法第4条第1項と第2項は、この関係を適切に捉えているので、条例で差別禁止を規定する場合は、障害者基本法の規定ぶりのような形が望ましい。	○障害者基本法は、社会的障壁の除去について、「その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう」と規定(§4②) ○障害者差別解消法は、行政機関等と事業者による合理的配慮について、「その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう」と規定している(§7②・8②)。	障害者基本法 障害者差別解消法
	関係団体からの意見聴取(障害者団体連合会)	合理的配慮の提供は、「差別的取扱いの禁止に違反しないために行うもの」(表裏の関係にあるもの)である。事業者による合理的配慮の提供を努力義務にとどめることは、そうした考え方と整合的でない。 障害者差別解消法は、行政や事業者のみだが、合理的配慮の提供が行き届いていないところがあると思われるので、その点の対応を求める(ただし、合理的配慮の義務化は金銭的な負担もあるので、その点を踏まえつつ、取組を進めるべき)。	○障害者差別解消法は、事業者による合理的配慮の提供を努力義務としている(§8②)。	
	関係団体からの意見聴取(視覚障害者協会)	視覚障がい者が社会参加するには、バリアの除去が必要になる。ホームドアの設置などは難しいと思うが、周りからの声掛け、人的支援は必要である。	○障害者差別解消法は、事業者による合理的配慮の提供を努力義務としている(§8②)。 ○障害者差別解消法は、「国民の責務」として、共生社会を実現する上で障がい者差別の解消が重要であることに鑑み、障がい者差別解消の推進に寄与するよう努めることを規定(§4)	障害者基本法 障害者差別解消法
	関係団体からの意見聴取(知的障害者育成会)	障害者権利条約の「accommodation」を、法律では「配慮」と訳したが、本来は「便宜」や「助け」という意味合いがあり、そうした言葉のほうが受け止めやすい。また、「配慮」という言葉は、当事者に分かりにくいと感じられる。	○日本政府は、障害者権利条約における「Reasonable Accommodation」(§2)を「合理的配慮」と訳し、障害者基本法(§4②)及び障害者差別解消法(§7②・8②)では、「社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮」という用語を採用している。	
	関係団体からの意見聴取(知的障害者育成会)	合理的配慮については、当事者が求めないと受けられないが、その点が問題と考える。知的障がいの人が、差別事象を認識できるか、配慮を求めることができるかを本人にどう説明できるかが難しい。	○障害者差別解消法では、合理的配慮の実施について、「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合」という要件を定めている(§7②・8②)。 ※ここでの「障害者からの意思の表明」については、国会の審議において、「家族等が本人を補佐して意思を表明すること」を含むことが確認されている。	障害者差別解消法

項目	調査等	聴取した意見の概要	現行法令での状況	関連する主な法令
④相談体制・紛争解決	県外調査での意見聴取 (JDF)	<p>障害者差別解消法は、相談体制や紛争解決の仕組みが非常に弱い。差別行為があれば、行政の介入による仲裁の申出などにより、権利関係をきちんと打ち立てられるよう、仕組みを整備すべき。</p> <p>実際には、差別か、虐待かが微妙な事案もあるため、差別・合理的配慮だけでなく、日常生活で困った事案に関し、幅広く相談できるという包括的な規定があると良い。</p> <p>条例では、センターなどの相談員への研修も盛り込むべき。</p> <p>条例では、市町村の範囲で、差別や合理的配慮の不提供を相談できる場所を必ず作るべきである(ろう者の場合は、手話ができる相談場所も必要)。その上に、都道府県レベルの相談窓口を作る。</p>	<p>○障害者差別解消法は、障がいを理由とする差別に関する相談・紛争の防止又は解決のための体制の整備を図ると規定(§14)するにとどまり、体制の具体化は各行政機関に委ねている。</p> <p>(参考) 障害者基本法では、「障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係機関相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族に対し、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行う」と規定(§23②)</p>	(障害者基本法) 障害者差別解消法
	関係団体からの意見聴取 (精神保健福祉会)	<p>当事者に対する相談窓口は、一定程度行き届いているのではないかと、家族に対するものが課題である。家族は、住んでいる地域には相談に行きにくい現状があり、家族に対する地域ごとの支援が大切だと感じている。</p> <p>支援センターに対しては、「家族からの相談にも耳を傾けてほしい」と要請している。</p> <p>我々としては、行政で対応してもらえるならば、ありがたいところである。</p>		
	有識者からの意見聴取	<p>裁判での解決は、ハードな解決であり、当事者・事業者双方に負担が大きい。障害者差別解消法において、「行政機関によるソフトな解決の体制」が整わない現状では、条例でソフトな解決の体制を整えることが望ましい。</p>		
	関係団体からの意見聴取 (障害者団体連合会)	<p>相談体制については、身体障害者相談員が市町に移ったことにより、弱体化してしまったのではないかと印象がある。県に主導してもらいたい。</p>		
⑤普及啓発	県外調査での意見聴取 (JDF)	<p>条例では、障害者差別解消法の啓発をもっとやるべき。また、ろう者に対する理解そのものも十分に広がっておらず、こうした点への対応も求める。</p> <p>国民的な理解を得ることの重要性を感じており、周知啓発について、加盟団体と連携しながら、取り組んでいるところである。</p>	<p>○障害者差別解消法は、障がい者差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障がい者差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うと規定(§15)しており、啓発活動は各行政機関に委ねている。</p>	障害者差別解消法
	関係団体からの意見聴取 (視覚障害者協会)	<p>啓発については、現在もされているが、障がいを理解するためには、具体的にどうすればよいかという点に踏み込んだものでないと、進まないのではないかと。行政や公共機関では、誘導方法などはご存じのようであるが、生活上の工夫になると、ほとんど理解がない。</p> <p>例えば、障がいの特性や「日常生活でこんな工夫をしている」といったことを積極的に共有すべき。</p> <p>県で障がいを理解するためのプログラムを組んでもらっているが、なかなか若い障がいのある方が来ない。協会の役員をしている者などばかりになりがちである。</p> <p>一つには、そうしたところに参加しても、なかなか物が言えないことがある。最初は、障がいに対する理解、どういうことが必要なのかを当事者、健常者に具体的に教える機会をどんどん増やしていく必要がある。</p>		
	関係団体からの意見聴取 (自閉症協会)	<p>自閉症は、生まれつきのものであるが、適切な子育て、教育等などによって改善することができる。他方で、分りにくい障がいであるため、誤解されたり、配慮が行き届かなかつたりすることがあるので、理解を広げることが最も重要である。</p>		

項目	調査等	聴取した意見の概要	現行法令での状況	関連する主な法令
⑤普及啓発	関係団体からの意見聴取 (知的障害者育成会)	知的障がいは、原因不明のものもあれば、ダウン症のように染色体異常によるものがあるなど、様々である。我々がもっと情報発信をしていく必要があると思う。 ただ、一般的に、若い世代が団体に入りにくいという課題がある(障害者総合支援法に移行し、支援が受けやすくなった反面、団体に入って情報を持つ必要性が低くなったため)。	○障害者差別解消法は、障がい者差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障がい者差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うと規定(§15)しており、啓発活動は各行政機関に委ねている	障害者差別解消法
	関係団体からの意見聴取 (障害者団体連合会)	障がいについての知識の普及啓発を進めてほしい。		
	関係団体からの意見聴取 (三重難病連)	長期の入院が必要な内部疾患については、企業においてなかなか理解が得られないので、難病への理解を深めていただきたい。	○障害者差別解消法は、障がい者差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障がい者差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うと規定(§15)しており、啓発活動は各行政機関に委ねている ○障害者雇用促進法は、「障害者の雇用を妨げている諸要因の解消を図るため、障害者雇用について事業主その他国民一般の理解を高めるために必要な広報その他の啓発活動を行う」としている(§76)。	障害者差別解消法 障害者雇用促進法
	関係団体からの意見聴取 (精神保健福祉会)	統合失調症については、1900年から2002年までの約100年間、「精神分裂病」と呼ばれ、人格否定の扱いを受けてきたこともあり、まだまだ理解が進んでいない。 三重県からは、誤った病名が当事者や家族に悪影響・労苦を与えてきたことを認めるメッセージを国において発信されるよう、働きかけをしてほしい。また、三重県知事からも、そうしたメッセージしてほしい。	○障害者差別解消法は、障がい者差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障がい者差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うと規定(§15)しており、啓発活動は各行政機関に委ねている ○精神保健福祉法は、都道府県・市町村につき、「精神障害についての正しい知識の普及のための広報活動等を通じて、精神障害者の社会復帰及びその自立と社会経済活動への参加に対する地域住民の関心と理解を深めるように努めなければならない」としている(§46)。	障害者差別解消法 精神保健福祉法
	関係団体からの意見聴取 (障害者団体連合会)	事業者の取組促進のため、差別解消に取り組む事業者への表彰制度を作るべき。	○障害者差別解消法では、事業者への表彰制度は規定していない。	障害者差別解消法
⑥協議会等	県外調査での意見聴取 (JDF)	先行して条例を制定した自治体では、協議会に市町村の事例が上 がってこないという課題がある。	○障害者差別解消法は、関係機関により、「障害者差別解消支援地域協議会」を組織することができる(§17)としており、三重県では「三重県障がい者差別解消支援協議会」を設置 ○三重県障がい者差別解消支援協議会では、市町の障害者差別解消法に基づく取組状況のほか、県・市町への相談件数や相談事例等の共有が図られている。	障害者差別解消法
		条例や差別事例について、障がい者とそれ以外の方との意見交換の場については、条例に規定している例がない。 制度を運用する場合には、当事者の声を実質的に反映できる仕組みを条例の中に組み込むべき。	○障害者基本法は、障害者計画の策定等に関し、都道府県に合議制機関の設置を義務付けており(§36)、三重県では「三重県障害者施策推進協議会」を設置 ○障害者総合支援法は、障がい者等への支援の体制の整備を図るため、協議会の設置を努力義務として定めており(§89条の3)、三重県では、「三重県障害者自立支援協議会」を設置	
⑦交流機会の拡大・障がい児教育	県外調査での意見聴取 (JDF)	小さな頃から、障がいのある人もない人もなるべく一緒に暮らし、学ぼうとするべき(重度の障がい者が地域で生きていく上で基礎を作ることに寄与する)。	○障害者基本法は、「障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じる」としている(§16①)。 これに当たっては、児童生徒と保護者に十分な情報提供をするとともに、可能な限りその意向を尊重するとしている(§16②)。 ○障害者基本法は、「障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進」するとしている(§16③)。	障害者基本法
	関係団体からの意見聴取 (自閉症協会)	自閉症への理解を広げるためには、インクルーシブ教育が重要であり、同じクラスに障がい児の居場所があることは、健常の子たちの成長にもつながる。しかし、現状では、地元の学校への入学を歓迎されないこともあり、その点が課題である。教育においては、なるべく地域の学校で過ごすことが望まれる。		
	関係団体からの意見聴取 (知的障害者育成会)	職場実習での受入れにおいて、障がい児教育を一度も受けてこなかった人や家庭を見ると、同じような友達を持つこともできず、悪い人からの誘いに引き込まれるなどの問題を抱えている。このような問題の解決には、障がいのある人が、同じ地域に住む子たちと同じように体験、経験を積んでいけるようにすることが大切である。		

項目	調査等	聴取した意見の概要	現行法令での状況	関連する主な法令
⑧施設のバリアフリー化	関係団体からの意見聴取 (障害者団体連合会)	リニア新幹線やセントレアの施設整備などで意見を述べた際、示された原案では、障がい者にとって非常に不便な作りになっており、障がい者の視点での設計が不十分だと感じた。建物や公共施設を整備する際は、障がい者からの意見聴取を行う取組を進めてほしい(整備した後では容易に直せないため)。	○障害者基本法は、地方公共団体と交通施設等の事業者につき、「障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進を図る」としている(§21①②)。 ○バリアフリー新法は、旅客施設及び車両等、一定の道路、一定の路外駐車場、都市公園の一定の公園施設(園路等)、特別特定建築物(百貨店、病院等)の新設・改築について、基準への適合を規定(§8~§24) ○ユニバーサルデザイン条例は、公共的施設等(官公庁施設、医療施設、社会福祉施設、道路等)について、整備基準への適合義務を規定(§18)。公共的施設等のうち、「特定施設(道路・公園施設[バリアフリー新法で定めるもの]など、特に障害者、高齢者等が日常生活・社会生活を営む上で整備することが必要な施設)」については、知事への事前協議を規定(§21)	障害者基本法 バリアフリー新法 ユニバーサルデザイン条例
⑨情報のバリアフリー化	県外調査での意見聴取 (JDF)	議員活動に関し、視覚障がい者、聴覚障がい者への情報保障を求める。 聴覚障がい者は、手話や文字情報などの人的支援が絶対に必要である。現実問題としては、職場での差別・合理的配慮の不提供が多い。その点を条例で補完できるようにすべき。 聴覚障がい者は、手話通訳者などの人的支援が必要だが、人件費がかかる。 学校を出るまでは、教科書等の情報保障が整備されているが、学校を出たとたん、何もない状況がある。行政手続や行政活動についても、情報保障がほとんどされていないので、行政、民間を問わず、情報保障が切れ目なく、実効的になされる条例を作るべき。	○障害者基本法は、地方公共団体につき、円滑な意思疎通等のため、障がい者が利用しやすい電子計算機等の普及、障害者に対する情報提供施設の整備、意思疎通仲介者の養成・派遣等を行うとしている(§22①)。 ○障害者基本法は、災害等の情報伝達の施策を講ずるほか、行政の情報化・公共分野における情報通信技術の活用を推進に当たり、障がい者の利用の便宜が図られるよう特に配慮するとしている(§22②)。 ○手話については、三重県手話言語条例を制定し、手話での県政情報の発信(§8)や手話通訳者の養成・派遣等(§9)を規定	障害者基本法
⑩選挙における配慮	関係団体からの意見聴取 (自閉症協会) 関係団体からの意見聴取 (知的障害者育成会)	自閉症の子などは、「候補者の名前を書くということが理解できず、自分の名前を書く」、「慣れない環境に混乱して走り回る」などの行動をとってしまう場合がある。誰もが選挙に行けるよう、環境整備(投票用紙を、丸を付ける方式にする、顔写真を付けるなど)を検討すべき。 顔写真と名前を示されれば、知的障がい者も投票が可能になると思われる。親が代わって子の投票をするのは、本来はおかしいと思うので、障がいのある人がきちんと投票をすることができるように、国で検討してほしい。	○障害者基本法は、「法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、障害者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設又は設備の整備」などを行うとしている(§28)。 ○公職選挙法は、投票用紙の様式につき、衆議院・参議院議員の選挙は総務省令で定め、地方公共団体の議会の議員・長の選挙は当該選挙の事務を管理する選挙管理委員会が定める(§45②)としている。 ○公職選挙法は、投票について自書を原則としている(§46)が、地方公共団体の議会の議員・長の投票(点字投票、期日前投票、不在者投票を除く。)については、条例で定めるところにより、「記号式投票」(○の記号を記載する方法)を実施できる(§46の2)としている。	障害者基本法 公職選挙法
⑪雇用	関係団体からの意見聴取 (視覚障害者協会)	障がいがあると、生活がひっ迫していることもあるので、生活を支える支援も必要であり、職業訓練のための施策が更に必要だと思う。 日本の視覚障がい者は、従来はあんま、しん灸師などの資格で、病院や老人保健施設などで就労してきたが、そこからも排除されているつつある現状がある。しん灸師などの業態について、行政の先導により、視覚障がい者が自立するための職業としてのカバーをしてほしい。	○障害者雇用促進法は、職業訓練を含む「職業リハビリテーション」の推進(§8~33)を規定 ○あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師などについては、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」により免許制度が定められている。 ○「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」は、あんま、マッサージ、はり、灸などを、無資格で業として行った場合の罰則等を規定(§13の4~§14)。	障害者雇用促進法 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律
	関係団体からの意見聴取 (三重難病連)	難病者については、失業手当の障がい者に対する優遇措置の対象に入っていない者があるが、こうした対応は差別的な扱いではないかと我々は考えている。 就労支援に関し、難病者は、健常者と障がい者の谷間にあり、70%が自主退職又は解雇によって退職している。それには、企業の理解不足が影響している。	○雇用保険法は、求職者給付の基本手当に関し、①身体障害者、②知的障害者、③精神障害者(これらの障がい者は、一定の要件を満たすものに限り)、について、所定給付日数を加算(§22) ○上記の「身体障害者」には、「心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害(ぼうこう又は直腸の機能の障害、小腸の機能の障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害)で、永続し、かつ日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの」を含んでいる。 ○障害者雇用促進法は、「障害者」を「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者」と定義(§21)している。	雇用保険法 障害者雇用促進法

項目	調査等	聴取した意見の概要	現行法令での状況	関連する主な法令
⑪雇用	関係団体からの意見聴取 (精神保健福祉会)	精神障がい者は、平成30年度から雇用算定率の対象となるが、就労支援が今も大きな課題である(接客業では、門前払いも珍しくない)。	○平成25年改正前の障害者雇用促進法は、「身体障害者又は知的障害者」について雇用義務を規定していた(§37・§43等)。 ○平成25年改正(H30.4.1施行)により、「精神障害者(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの)」も雇用義務の対象に含まれることとなった。	障害者雇用促進法
⑫生活支援	関係団体からの意見聴取 (自閉症協会)	障がい者の保護者がいなくなった後の生活に関し、別府市では、「親亡き後の相談所」を検討している。当事者には、「現在住んでいる地域で住み続けたい」という気持ちがあると思うので、現在のヘルパー派遣や送迎サービスなどが働いている人にも使え、今の生活が続けられるようになるとありがたい。	○現行法令では、「保護者が亡くなった後の生活の支援」については定めていない。 ○別府市は、「別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例」において、「市は、障害のある人を保護する者が死亡その他の事由により当該障害のある人を保護できなくなる場合の問題を解決する総合的な施策を策定し、これを実施する」としている(§23)。 ○別府市では、「別府市親亡き後等の問題解決策検討委員会」を設置し、「親亡き後等の問題」について検討を行った。同委員会は、平成28年7月に報告書を提出し、「親亡き後等の問題」解決のための施策の展開を提言している。	—
⑬その他 (法の適用対象)	県外調査での意見聴取 (JDF)	障害者差別解消法は、国会や裁判所に適用が及ばない。	○国会、裁判所については、差別の禁止等に係る具体的な措置について、三権分立の観点からそれぞれ実態に即して自律的に必要な措置を講じることが適当であると考えられたため、対象機関に含まれていない。ただし、行政機関に準じ、職員対応要領を策定している。 衆議院：衆議院事務局における職員対応要領 参議院：参議院事務局における職員対応要領 裁判所：裁判所における職員対応要領	障害者差別解消法
⑬その他 (障がい者の定義)	関係団体からの意見聴取 (精神保健福祉会)	障害者基本法では、「日常生活をする上で大幅な制限を受ける者」とされているが、精神保健福祉法では、「統合失調症あるいはそれに類する病名を有する者」とされており、これが課題である。障害者基本法の定義で三障がいを統一してほしいという思いがある。	○障害者基本法では、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とされている(§2I)。 ○精神保健福祉法では、「精神障害者」について、「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者」としている(§5)。	障害者基本法 精神保健福祉法
⑬その他 (普及啓発)	関係団体からの意見聴取 (三重難病連)	難病者に配慮した取組としては、「ハート・プラスマーク」の普及がある(岐阜県等で実施)。外見で分かりにくい内部障がい者などについて、駅などでの配慮や災害時に安全に避難するための支援などを呼びかけるもので、難病への理解を深めるため、こうした取組を進めてほしい。		—
⑬その他	関係団体からの意見聴取 (知的障害者育成会)	県議会は、国家・地方公務員法で、「成年被後見人であること」が欠格事由となっていることの解消を求める請願を受け止め、意見書を提出していただいた。このように、障がい当事者などを応援するような地盤が作られていけば、皆が生きやすい社会になる。		—
⑬その他 (施設のバリアフリー化)	関係団体からの意見聴取 (障害者団体連合会)	国において、「バリアフリー2020」が進められており、各県もバリアフリー化の計画策定が望まれる。		障害者基本法 バリアフリー新法 ユニバーサルデザイン条例

○障害者差別解消法: 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

○障害者雇用促進法: 障害者の雇用の促進等に関する法律

○精神保健福祉法: 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

○障害者総合支援法: 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

○バリアフリー新法: 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

○ユニバーサルデザイン条例: 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例